

発行所／公益社団法人 塩釜法人会
〒985-0016 塩釜市港町一丁目4番1号
TEL 022(365)8859
FAX 022(365)5577

発行／斎藤孝一
編集／広報委員会
印刷／利商印刷株式会社 TEL 022(356)2101



ホームページ <http://www.marine-blue.or.jp>

E-mail : shiogama@marine-blue.or.jp



〔二市三町フォトライン〕 3年ぶりの菖蒲田海水浴場OPEN! (令和4年7月)

自然保護シリーズ(花)

ひまわり(向日葵)

キク科ヒマワリ属(学名: *Helianthus annuus*)

北アメリカ原産のキク科の一年草で7月~9月に黄色い大輪の花を咲かせる。一輪に見えるが、キク科植物の特徴である頭状花序という構造で舌状花(ゼツギョウカ)とよばれる周囲の花びらと中心部の筒状花(トウギョウカ)で1つの花の形を形成している。開花後に筒状花が変化してできる種は食用とされる。和名の「向日葵」は太陽の動きを追う花が由来だが、実際に太陽を追うのは生長が盛んな若い時期だけ。



主な内容

税だより	2・3
令和5年度第12回定時総会・青年部会・女性部会総会・ 受賞おめでとうございます・塩釜税務署人事異動	4
リレートーク「明日へ」vol.49	5
解禁される賃金のデジタル払いと企業実務	6・7
これからのスケジュール・セミナー参加者募集・ 会費納入のお願い・新会員紹介・活動フォトレポート・ あとがき	8



消費税

<塩釜税務署よりお知らせ>

インボイス制度に関する改正について



ポイント
1

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間^(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者：前年1月～6月までの期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうか**で判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
➔ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
➔ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う課税仕入れ

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要

すべての事業者
の方が対象！



(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

ポイント
4

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



(詳細はこちら)

見直し

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所からの納付手続きが可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページ「源泉所得税の納付手続」をご覧ください。

(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページにおいて、e-Taxを利用した源泉所得税の納付手続を解説した動画を公開しておりますので、ご覧ください。



①源泉所得税はe-Taxで納付
【令和元年11月配信】



②スマホで源泉所得税を納付する方法
【令和4年3月配信】



令和5年度 第12回 定時総会開催

六月七日午後三時三十分 ホテルグランドパレス塩釜において、令和5年度第十二回定時総会を開催しました。

庄子総務委員長が司会進行を務め、初めに佐藤会長より、「新型コロナウイルス感染症の規制継続、ロシアのウクライナ侵攻による物品不足、物価の上昇、燃料費の高騰等により厳しい状況ではあるが、引き続き公益法人として地域企業の繁栄と社会貢献に努めて参りたい。また、公益法人十周年の記念式典が中止となったことから、創設八十周年の式典を計画している。」と挨拶がありました。その後、議長を選出し、定足数の報告、議事録署名人が選任され審議に入りました。はじめに、理事会承認事項である「令和四年度事業報告及び令和五年度事業計画及び収支予算」について報告が行われ、その後、第一号議案「令和四年度収支決算」の件が審議され、原案どおり承認されました。第二号議案「任期満了に伴う役員選任」の件が審議され、原案どおり承認されました。引き続き開催された臨時理事会では、会長に斎藤孝一氏、副会長に今野洋志氏、鈴木貴資氏、専務理事に庄子友博氏が就任され、星信男氏が副会長に再任されました。斎藤会長は、「前会長の意思を引き継ぎ、新役員一丸となって、引き続き公益法人として地域企業の繁栄と社会貢献に努めて参りたい。」と挨拶されました。

本年度の定時総会では、同時開催している総会記念講演会や会員交流会も開催しました。総会記念講演会は、「町工場発！二代目の経営改革と人材育成」と題して、ダイヤ精機株式会社 代表取締役 諏訪貴子氏 をお迎えして開催されました。二代目として、本流を外さず、社員に分かりやすい言葉で接してきて今に至っていることを講話されました。その他、様々な経験談をお話され、大変有意義な時間を過ごすことができました。また、会員交流会も大勢の会員の方々が参加され、久しぶりの開催であった事もあり、話に花が咲いたようでした。

なお、総会で承認又は報告された内容については、当会ホームページ「情報公開」に掲載しております。



佐藤仁一郎 会長挨拶



総会



記念講演会

ご支援、ご協力をお願いします!!

●女性部会総会●

5月16日開催



津田 朝子 副部会長

●青年部会総会●

5月12日開催



佐藤 大 部会長

受賞おめでとうございます ございます

永年にわたり法人会活動にご尽力された役員、職員に対する功労表彰の伝達があり、次の六名が全法連会長、東北六県連会長並びに宮城県連会長表彰を受賞されました。心からお祝い申し上げます。

公益財団法人全国法人会総連合 会長表彰

委員 及川 尚武
委員 渡邊 亨

東北六県法人会連合会 会長表彰

理事 渥美 陽一

一般社団法人宮城県法人会連合会 会長表彰

理事 星 信男
理事 橋浦 宏
理事 庄子友博 (敬称略)

お世話になりました。
よろしくお願ひいたします。

塩釜税務署人事異動

仙台国税局の定期人事異動が七月十日付で発令されました。塩釜税務署の幹部の異動は次のとおりです。

【転入者】

署長 晃 (大館 税務署長)

●総務課長

佐々木 幸喜 (釜石 総務課長)

●徴収部門 統括国税徴収官

相原 悦子 (大河原 管理運営・徴収部門 統括国税徴収官)

●個人課税第一部門 統括国税調査官

清水 健一 (秋田北 個人課税第一部門 統括国税調査官)

●法人課税第一部門 統括国税調査官

渡邊 孝子 (局 課税第二部 法人課税課 源泉納付指導専門官)

【転出者】

●局 徴収部 国税訟務官

佐々木 元 (署長)

●郡山 総務課長

佐藤 栄一郎 (総務課長)

●村山 総務課長

小野寺 千寿華 (法人課税第一部門 統括国税調査官)

●八戸 個人課税第一部門 統括国税調査官

伊藤 輝吉 (個人課税第一部門 統括国税調査官)

●弘前 徴収部門 統括国税徴収官

工藤 真樹 (徴収部門 統括国税徴収官)



リレートーク
明日へ



2023年の夏が始まります 菖蒲田海水浴場オープン



明治21年(1888年)に東北で初めて、全国で3番目に開設された菖蒲田海水浴場。当時の海水浴は「うみみつあみ」と呼ばれ、病気療養などを目的に行われていました。近くにあった保養施設には宮沢賢治が親戚の見舞いに訪れたという記録も残る、歴史的な海水浴場です。

そして現在、菖蒲田海水浴場は県内有数のマリリゾートのスポットとして知られ、若者から家族連れまで毎年多くの方で賑わいを見せております。今年のオープン期間は7月15日(土)から8月20日(日)までの37日間。皆様のご来場を心よりお待ちしております。

1 8月に花火大会を実施!

間近で打上げることから迫力満点で、海面に映る花火は息をのむ美しさです。



3 様々なアクティビティが楽しめます!

県内有数のサーフスポットや、パラグライダーでは七ヶ浜の雄大な景色を楽しめます。



今年が
すごい
菖蒲田
海水浴場は

2 ビーチクリーンで安全な砂浜をお届け!

開設前に1000人ビーチクリーンを実施して綺麗な砂浜にしています!



4 ながすか多目的広場でも思いっきり遊ぼう!

海水浴場の後背地にある広場です。お子さんに大人気の大型遊具があります。



5 その他、日替わりでキッチンカーが出店。企業とのコラボイベント実施も予定!



問い合わせ先：七ヶ浜町 産業課 TEL:022-357-7443

解禁
される

貸金のデジタル払いと企業実務

(株)人事サポートプラスワン代表取締役 松本健吾

◆ 貸金のデジタル払いの全体像 ◆

2023年4月に「貸金のデジタル払い」が解禁されました。

具体的には、社員が持つスマホの決済アプリの口座に対して、会社がデジタルマネーで貸金を入金できるようにするものです。

もう少し詳細に解説します。労働基準法では、賃金は、会社が社員に直接、現金で手渡しすることが原則です。しかし、労働者が同意すれば、銀行口座などへの振込みが認められていることから、実務では、ほぼすべて銀行への口座振込で行われています。

しかし近年、キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化が進み、これらの

ニーズに対応するため、一部の資金移動業者の口座への貸金支払いも認められることになりました。

資金移動業者とは、銀行以外が行う為替取引(一定のしくみを用いてお金を移動させること)を資金移動サービスといい、このサービスを行うために、事前に審査を受け、内閣総理大臣の登録を受けた業者のことをいいます。

資金移動業者のサービスは、〇〇ペイという名称が一般的で、SuicaやP

ASMOといった交通系の電子マネー(プリペイド式)などは該当しません。

なぜなら、資金移動サービスは、いったん入金しても支払うだけでなく、現金として出金することができませんが、プリペイド式の場合は、出金することができません。

つまり、資金移動サービスによるデジタルマネーは、現金や銀行口座に近いものであると考えられることから認められるのです。

そのほか、現金化できないポイントや仮想通貨での支払いも認められません。

日本のキャッシュレス決済の比率は、世界とくらべて低い水準にとどまっています

◆ 新たに増えた貸金の支払方法 ◆

ですが、政府は、2025年までにキャッシュレス決済比率を40%程度にするこ



とを目標にしています。

キャッシュレス決済が広がることは、消費活動がスムーズで活発になることが期待され、日本の経済成長に役立つと政府は考えているのです。

また、インバウンドの利便性を高めることや、コロナ2019により、なるべく現金に触らない非接触のニーズが高まっていることもあり、キャッシュレス決済を進めることは重要です。

現在、スマホの決済アプリなど、〇〇ペイを使って

買い物や送金をするためには、まずは労働者が自分でチャージしなければなりません。

しかし、そこに貸金が直接振り込まれるようになれば、その手間が省けます。

また、外国人労働者や学生アルバイトなど銀行口座を持っていない人からのニーズが高いことも予想されます。

このようなことから、貸金のデジタル払いは、キャッシュレス決済の後押しになることは間違いありません。

ただし、今回の改正で重要な点は、給与支払い方法の選択肢が増えたということだけであり、会社が必ず賃金のデジタル払いに対応しなければならないわけではありません。

つまり、大前提として、労働者から貸金のデジタル払いを求められたとしても、会社は応じる義務までではないのです。

◆ 労使協定と個別の同意が必要 ◆

会社として、賃金のデジタル払いを導入することを決定した場合には、まず、会社と労働者の間で労使協定を締結しなければなりません。

この労使協定で定める事項は、次のとおりです。

- ① 対象となる労働者の範囲
- ② 対象となる賃金の範囲
- ③ 取扱指定資金移動会社
- ④ 実施開始時期

なお、賃金の銀行口座などへの振込みについても、通達によって、労使協定を締結することが求められています。

賃金に関する口座振込の労使協定とデジタル払いの

労働者の賃金を守るために、厚生労働省は、資金移動業者に対して厳しい要件を設け、その要件を満たし

要件には、次のようなものがあります。

- ① 口座の上限額は、100万円以下でなければなりません。

上限額を超えた場合は、あらかじめ労働者が指定した銀行口座などに自動的に出金されます。

この際の手数料は労働者の負担となる可能性がありますので、指定資金移動業者に確認しておきましょう。

- ② 万が一、指定資金移動業者が破綻したときには、保証機関から弁済が行われます。
- ③ 口座の乗っ取りなどにより、不正に出金などされた場合、口座所有者に過失がないときは損失額

全額が補償されます。口座残高については、最後の入出金日から少なくとも10年間は、申し出などにより払い戻すことができます。

◆ 実際には始まる時期は？ ◆

2023年4月に解禁になったとはいえ、実際に始められるのはもう少し先のこととなります。

厚生労働大臣が指定した場合は、その情報の「指定資金移動業者一覧」として厚生労働省のホームページに公表されますので、それまでは待つしかありません。

- ④ 口座残高については、最後の入出金日から少なくとも10年間は、申し出などにより払い戻すことができます。
- ⑤ 賃金の支払いを含む口座への資金移動は、1円単位でできます。
- ⑥ ATMや銀行口座などへの出金により、口座残高を現金化することもできます。

少なくなると毎月1回は労働者の手数料の負担なく、指定資金移動業者口座から払い出しができません。

ただし、払出方法や手数料は指定資金移動業者により異なります。

その際には、指定資金移動業者口座は、預金するた

めではなく、支払いや送金に用いるものであることを理解したうえで、支払いなどに使う見込み額を受け取るものであることを労働者に理解していただくことが肝要です。

2023年4月に開始されたのは、まず、資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請を行うことだからです。そして、厚生労働省で審査を行い、基準を満たして

これからのスケジュール				
	日	時	名称	会場
令和5年	7月19日(木)	14:00	県女連 第2回部長会議	AIG仙台ビル
	7月21日(金)	15:00	県連 第1回厚生委員会	大同生命ビル
	7月28日(金)		県連 第1回広報委員会	仙台ビルディング
	7月28日(金)	18:30	県青連 事業活動推進委員会	仙台ビルディング
	8月4日(金)	14:00	県連 第1回事務局職員研修会	
	8月25日(金)	15:00	県連 第1回組織委員会	
	9月6日(木)	14:00	事務局長会議	仙台ビルディング
	9月8日(金)	11:00	県女連 移動研修会	アインパルラ浦島
	9月12日(火)	15:00	県連 第2回総務委員会	仙台ビルディング
	9月19日(火)		全法連 第2回理事会	
9月22日(金)	15:00	県連 第2回税制委員会		

(公社)塩釜法人会/塩釜商工会議所共催
管理職セミナー

参加募集中

NHK大河ドラマ

「どうする家康」で注目!

**徳川家康に学ぶ
リーダーシップ**



講師:

戦国マーケティング株式会社代表取締役/コンサルタント
公益財団法人 SAWADA FOUNDATION 理事

ふくなが まさふみ
福永 雅文 氏

日時: 令和5年8月22日(火)

15:00 ~ 17:00

場所: マリンゲート塩釜 3F マリンホール

定員: 30名 受講料: 無料

※参加申込は、広報誌7月号同封のチラシ又はホームページ掲載のチラシよりお申し込み願います。

◆◆◆◆◆ 会費納入のお願い ◆◆◆◆◆

会費は、ご指定の銀行口座からの振替(6月7日又は15日)及び6月30日期限の「払込取扱票」による振込を確認いたしました。ご協力に感謝申し上げます。

なお、指定日に口座振替できなかった会員には、「払込取扱票」を送付しております。また「払込取扱票」がお手元にある会員は、会費の納入期限が過ぎております。もう一度ご確認の上、お手数をお掛けいたしますがお早目に納入いただきますようお願い申し上げます。

〔新会員紹介〕

R4.12.14 ~ R5.6.30
【加入6社】

入会者の公開範囲の選択により、広報紙等でご紹介できない会員、項目等があります。

支部	名称	代表者	所在地	業種
塩釜東部	東栄リース(株)		塩釜市花立町22-28	リース業
多賀城	東和電設(株)	相川 仁	多賀城市南宮字八幡72-1	電気工事業
多賀城	小波や	及川 篤史	多賀城市大代1-2-1	飲食業
松島	ささき社会保険労務士事務所	佐々木 健	松島町高城字迎山1-13-10	労働、社会保険諸法令に係る専門・技術サービス業
利府	(株)スクランブル24	佐々木 晃	利府町森郷字蓮沼53-1	軽貨物自動車運送業
利府	久保建設(株)	久保 扶	利府町新新中道1-10-1	建設業



6月15日(木)
女性部会 税務署長講演会(塩釜税務署)



5月11日(木)
新設法人説明会(塩釜商工会議所)



PHOTO REPORT
**活動フォト
レポート**

あとがき

多くの団体が総会が行われ新たな年度が始まった時期ですね。私達法人会の総会も滞りなく決議され新役員も加わりスタートしました。私自身も広報委員会の委員長として担いを頂きました。今後も皆様により良い情報を発信していきたいと思っております。何かお気づきの点やご意見などございましたらお声がけ頂ければ幸いです。

広報委員長 沼田 真一

**新入会員募集
キャンペーン実施中**

塩釜法人会は、塩釜市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町管内の約1000社の会社・事業者が加入する経営者の団体です。法人会に加入して知識と人脈を広げてみませんか?

- 1 各セミナー、研修会や著名人による講演会に無料で参加できます。
 - 2 経営者や従業員も利用できる福利厚生制度が充実しています。
 - 3 多種多様な経営者との出会いが、新たな仲間づくりやビジネスチャンスに繋がります。
- 法人会にまだ入会されていない、ご近隣やお知り合いの方がおりましたら、支部役員または事務局にご紹介下さい。



法人会
**消費
税**

**期限内納付
推進運動**

※表紙写真提供/一般社団法人七ヶ浜町観光協会